



令和3年度決算議案を不認定としました

9月定例会では、笠岡市の令和3年度一般会計等の決算の審査を行い、「議案第73号 令和3年度笠岡市一般会計歳入歳出ほか7件の決算認定について」を不認定と決定しました。

Q どうして不認定なの？

A 「議案第73号 令和3年度笠岡市一般会計歳入歳出ほか7件の決算認定について」は予算決算委員会に付託され、審査が行われました。

委員会では、市長交際費について、「市長交際費から社会的問題のある団体の関連イベントに激励金を支出したことについて、市長から謝罪はなく、今後同様の事案があった場合の対応についても何ら示されていない。道義的責任は非常に重いと感じており、決算の認定は難しいと考える。」や、「市長から謝罪や今後の対応について何ら説明がないということは、今後もこういう事案が起こる可能性が十分であると受け取れる。再発防止という意味を込めて、決算の認定はできない。」という意見がありました。

また、離島振興事業委託料については、「離島振興に関して、重要な役割を果たしている部分も大きいと思うが、事業内容に不透明なものが多く、事業内容をより一層精査し、きちんと整理した上で事業委託をしていただきたい。」や、「事業委託については、積算根拠を明確にし、透明性の確保を念頭において、事業の中身が誰にでも分かるようにしていただきたい。このことについては、以前から意見として何回も言ってきたが、なかなか対応していただけないので、この案件も含め、決算の認定はできない。」などの意見が出され、採決の結果「不認定とすべきもの」と決定されました。

この結果を受け、本会議最終日に委員会の審査報告を行い、採決の結果、賛成少数により不認定と決定しました。

Q 決算不認定の場合どうなるの？

A 決算不認定により、直接的な影響が生じることはありませんが、地方自治法第233条第7項には、「当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。」とあります。